



発行 東京都

目 次

告 示

○国土調査としての指定（二件）………

…（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定………（建設局道路管理部監察指導課）…

公 告

○国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案（二件）………

…（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…

●東京都告示第七百七十一号  
国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和七年七月七日

東京都知事 小池百合子

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和七年七月七日

東京都知事 小池百合子

一 國土調査指定年月日 令和七年六月十八日  
二 調査を行う者の名称 中央区  
三 調査地域 中央区新川二丁目の一部

1

東京都知事 小池百合子

一 國土調査指定年月日 令和七年六月十八日

二 調査を行う者の名称 中央区

三 調査地域 中央区

四 調査期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十日まで

●東京都告示第七百七十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和七年七月七日

東京都知事 小池百合子

一 國土調査指定年月日 令和七年六月十日  
二 調査を行う者の名称 小平市  
三 調査地域 小平市小川町二丁目の一部  
四 調査期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第七百七十三号  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和七年七月七日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 都道環状八号線  
二 指定する区間 大田区矢口一丁目四百五十五番一地先から同区鶴の木一丁目四百七十番一地先まで  
三 指定の概要 別図表示のとおり



## 公 告

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する  
事項の原案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項においてその例によることとされた都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第二項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧について、次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和七年七月七日

東京都知事 小池 百合子

一 国家戦略都市計 画建築物等整備 事業に係る都市 計画に定めるべ き事項の種類	二 当該事項を定め る土地の区域	内 港区芝浦三丁目及び芝浦四丁目各地 地内
変更する部分	追加する部分	港区芝浦三丁目及び芝五丁目各地 地内

五 縦覧期間	都市計画課（東京都庁第一本庁舎十二階北側）及び港区役所
六 意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

別図



この地図は、国土地理院長の承認（平29閏公第444号）を得て作成した東京都地形図（1:2,500）を使用（6都市基交第1721号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 6都市基街都第248号、令和7年1月6日  
(承認番号) 6都市基交都第64号、令和7年1月9日

### 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する 事項の原案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項においてその例によることとされた都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第二項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧について、次のように公表する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対し意見書を提出することができる。

令和7年7月7日

東京都知事 小池 百合子

一 国家戦略都市計 画建築物等整備 事業に係る都市 計画に定めるべ き事項の種類	二 当該事項を定め る土地の区域	東京都知事 小池 百合子
四 縦覧場所	東京都高輪三丁目地内	別図のとおり
五 縦覧期間	公告の日の翌日から起算して二週間	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十 二階北側）及び港区役所
六 意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部	